

国立大学法人東京外国語大学学務企画調整会議規程

〔平成22年12月8日〕
規則第65号

改正 平成30年12月3日事務局規則第1号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学事務局学務部に、学務企画調整会議を置く。

(目的)

第2条 学務企画調整会議は、学務部に置く各課の所掌する事務（以下「学務関連事務」という。）に関し、企画及び調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 学務企画調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学務関連事務を所掌する各課が連携して行う企画に関すること。
- (2) 学務関連事務を所掌する各課間の調整に関すること。
- (3) その他学務関連事務の企画及び調整に関すること。

(組織)

第4条 学務企画調整会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学務部長
- (2) 学務部各課の長
- (3) 学務部各課の課長補佐

(委員長)

第5条 学務企画調整会議に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、学務企画調整会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報告及び調整)

第6条 委員長は、学務企画調整会議の所掌する事項のうち重要事項については、事務局長に報告するとともに、事務局長の指示により必要な調整を図るものとする。

(庶務)

第7条 学務企画調整会議に関する庶務は、関係課の協力を得て教務課において処理する。

(細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、学務企画調整会議に関し必要な事項は、学務企画調整会議が定める。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から施行する。